

PART II. 採点基準

病院、ホテル、集合住宅については、建物全体として評価する項目(Q3、LR1、LR2、LR3)と、建物の〈共用部分〉と〈住居・宿泊部〉を分けて評価する項目(Q1、Q2)があるため注意する。すなわちこれら3用途については、必ず〈建物全体・共用部分〉評価及び、〈住居・宿泊部〉評価を両方実施すること。

採点基準の表中に「(該当するレベルなし)」と記載されている欄と、空白の欄があるが、「(該当するレベルなし)」となっている場合は、該当するレベルについては採点しないことを意味し、空白の場合には、その中間レベルを任意に採点可能なことを表している。

また、各採点項目中表示されている以下のマークは評価対象とする建物用途名を表すものであり、適用のマークが表示されている場合には、その建物用途において、当該項目の評価が必要であることを表している。

● 凡例

建物用途名	適 用	適用外
事 務 所	事	事
学 校	学	学
物 販 店	物	物
飲 食 店	飲	飲
集 会 所	会	会
病 院	病	病
ホ テ ル	ホ	ホ
集合住宅	住	住
工 場	工	工

1. Q 建築物の環境品質

Q1 室内環境

病、木、住のQ1の評価にあたっては、各建物の共用部（病の外来待合と診療室（診察や治療を行うための一般的な環境の居室であり、手術室や特殊な環境を必要とする診察室は対象としない）、木のロビー、住のエントランス等）を評価する。

専用部分（病の病室、木の客室、住の住戸）については、＜住居・宿泊部分＞に基づいて評価を実施する。

複数のタイプの住戸（居室）が存在する場合は、特に記載がない限り代表的な住戸（居室）で評価すること。

＜病の共用部評価について＞

外来待合と診療室の両方評価する場合と、どちらかを評価する場合がある。両方を評価する項目については、それぞれレベル評価し、床面積加重平均の評価とする。

＜学の評価について＞

学の評価は、小学校・中学校・高校の評価基準である学（小中高）と、大学等の評価基準である学（大学等）に分かれている場合があるので、その場合には適宜どちらかを選択し評価すること。

＜住の専有部評価について＞

代表的な住戸（居室）で評価すること。

1. 音環境

1.1 騒音

1.1.1 室内騒音レベル

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

適用条件

会に分類される建物用途においては、公会堂、劇場、映画館等、騒音対策が特に必要と考えられる建物用途を評価対象とし、それ以外は評価対象外とする。

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する。外来待合と診療室で評価基準が異なるため注意のこと。

学(小中高)は教室のみを評価する。

単位: dB(A)

<建物全体・共用部分>		
用 途	事・病(待合)・工・木・住	学(大学等)・病(診療)
レベル1	50< [騒音レベル] (騒音を感じる)	45< [騒音レベル] (やや騒音を感じる)
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	45< [騒音レベル] ≤50 (やや騒音を感じる)	40< [騒音レベル] ≤45 (特に気にならない)
レベル4	40< [騒音レベル] ≤45	35< [騒音レベル] ≤40
レベル5	[騒音レベル] ≤40	[騒音レベル] ≤35
用 途	物・飲	会
レベル1	55< [騒音レベル] (騒音を無視できない)	40< [騒音レベル] (特に気にならない)
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	50< [騒音レベル] ≤55 (騒音を感じる)	35< [騒音レベル] ≤40 (静か)
レベル4	45< [騒音レベル] ≤50	30< [騒音レベル] ≤35
レベル5	[騒音レベル] ≤45	[騒音レベル] ≤30
用 途	学(小中高)	
レベル1	60< [騒音レベル]	
レベル2	50< [騒音レベル] ≤60	
レベル3	45< [騒音レベル] ≤50	
レベル4	35< [騒音レベル] ≤45	
レベル5	[騒音レベル] ≤35	

単位：dB(A)

＜住居・宿泊部分＞	
用 途	病・病・住
レベル1	45< [騒音レベル]（やや騒音を感じる）
レベル2	（該当するレベルなし）
レベル3	40< [騒音レベル] ≤45（特に気にならない）
レベル4	35< [騒音レベル] ≤40
レベル5	[騒音レベル] ≤35

□解 説

室内騒音レベルは、一般的に交通騒音などの外部騒音と設備騒音で決定されることから、これらを対象として騒音レベルを評価する。騒音レベルとそのうるささ、及び会話・電話への影響を（■参考）に示す。CASBEE大阪みらい 既存では騒音レベルの実測値に基づいて評価を行うが、騒音レベルの実測値がない場合、レベル3以下については現地調査による定性的な評価（基準表中の括弧内の表現）でもよいものとする。

学（小中高）の評価基準は、レベル5はWHO「環境騒音ガイドライン」（1995）、レベル3は「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）、レベル1は「安全・安心な学校づくり交付金交付要綱（平成21年6月18日 21文科施策6124号、文部科学省）」に基づいている。

※ レベル4以上となる場合は実測データなどの資料を添付ください。

■参考）室内許容騒音レベル

dB(A)	20	25	30	35	40	45	50	55	60
NC～NR	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50～55
うるささ	無音感——非常に静か——特に気ににならない——騒音を感じる——騒音を無視できない								
会話・電話への影響	5m離れててささ——10m離れて会議可能——普通会話（3m以内）——大声会話（3m） やき声が聞こえる 電話は支障なし——電話は可能——電話やや困難								
スタジオ	無音室	アナウンススタジオ	ラジオスタジオ	テレビスタジオ	主調整室	一般事務室			
集会・ホール		音楽堂	劇場（中）	舞台劇場	映画館・プラネタリウム	ホテルロビー			
病院		聴力試験室	特別病室	手術室・病室	診療室	検査室	待合室		
ホテル・住宅				書斎	寝室・客室	宴会場	ロビー		
一般事務室				重役室・大会議室	応接室	小会議室	一般事務室	タイプ・計算室	
公共建物				公会堂	美術館・博物館	図書閲覧	公会堂兼体育館	屋内スポーツ施設（拡）	
学校・教会				音楽教室	講堂・礼拝堂	研究室・普通教室	廊下		
商業建物					音楽喫茶店	書籍店	銀行・一般商店	食堂	
					宝石店・美術品店		レストラン		

■文献 1)

1.2 遮音

1.2.1 開口部遮音性能

CASBEEみらい-既存では評価対象外

1.2.2 界壁遮音性能

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

＜建物全体・共用部分＞	
用 途	事・学・飲・工
レベル1	人の話し声が気になる。(Dr-30 未満)
レベル2	(Dr-30)
レベル3	人の話し声が気にならない。(Dr-35)
レベル4	(Dr-40)
レベル5	人の話し声がほとんど聞こえない。(Dr-45 以上)

用 途	病(診療)
レベル1	会話等の話の内容がわかる。(Dr-35 未満)
レベル2	(Dr-35)
レベル3	会話等の一般の発生音が小さく聞える。(Dr-40)
レベル4	(Dr-45)
レベル5	会話等の一般の発生音がほとんど聞えない。(Dr-50 以上)

＜住居・宿泊部分＞		
用 途	病・木	住
レベル1	テレビ、ラジオ、会話等の一般の発生音がかなり聞こえる。(Dr-40 未満)	隣戸の生活がかなり分かる。(Dr-40 未満)
レベル2	(Dr-40)	(Dr-40)
レベル3	テレビ、ラジオ、会話等の一般の発生音が小さく聞こえる。(Dr-45)	隣戸住宅の生活がわかるがあまり気にならない。(Dr-45)
レベル4	(Dr-50)	(Dr-50)
レベル5	テレビ、ラジオ、会話等の一般の発生音が通常では聞こえない。(Dr-55 以上)	隣戸の気配を感じない。(Dr-55 以上)

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

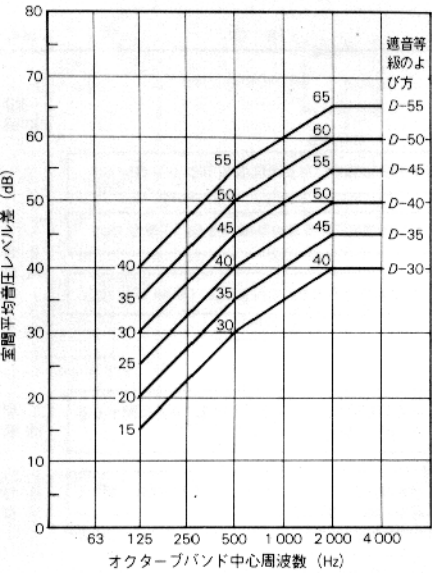
□解 説

界壁遮音性能では、空間の遮音の程度を現地調査により定性的に評価、もしくは測定による評価を行う。
測定による場合は、JIS A 1417「建築物の空気遮音性能の測定方法」によって行い、その結果をJIS A 1419-1「建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法―第1部：空気音遮断性能」の等級曲線にあてはめてDr値を求める。ただし、各周波数において測定結果が等級曲線の値より最大2dBまで下回ることを許容する。
物販店では売り場空間に間仕切りが無いことが多いため評価しない。
レベル3以下については、「建物の遮音設計資料」(日本建築学会編 1988)等の予測式を用いて、空間音圧レベル差を計算し、空間音圧レベル差等級Dr値を求めて評価してもよい。

✕ RC間仕切りについては、壁厚によりD数を参照する場合は図面あるいはスコアシートに壁厚を記入してください。乾式遮音間仕切りについてはカタログ等により確認します。または、仕様書等の特記により確認します。
レベル3を超える場合は実測データなどの資料を添付ください。

■文献 2)

■参考）空気音遮断性能の周波数特性と等級（JIS A 1419-1）



住宅性能表示				一般	
		JIS A 1419	RC壁厚		
L5	等級4	Rr55	W260	200	D-55
L4	等級3	Rr50	W180	150	D-50
L3	等級2	Rr45	W120	120	D-45
	等級1	(基準法)			

1.2.2 界床遮音性能(軽量衝撃源)

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

＜建物全体・共用部分＞	
用 途	学
レベル1	椅子の移動音、物の落下音がかなりうるさい。(Lr-65 より悪い)
レベル2	(Lr-65)
レベル3	椅子の移動音、物の落下音がかなり気になる。(Lr-60)
レベル4	(Lr-55)
レベル5	椅子の移動音、物の落下音が小さく聞こえる。(Lr-50 またはそれより良い)

＜住居・宿泊部分＞	
用 途	病 ・ 木 ・ 住
レベル1	椅子の移動音、物の落下音がかなり気になる。(Lr-55 より悪い)
レベル2	(Lr-55)
レベル3	椅子の移動音、物の落下音が小さく聞こえる。(Lr-50)
レベル4	(Lr-45)
レベル5	椅子の移動音、物の落下音がほとんど聞こえない。(Lr-40 またはそれより良い)

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

□解 説

軽量床衝撃音は椅子を引きずったり、スプーンやフォークのような軽くて硬いものを床に落とした時に生じる床衝撃音である。基本的な遮断性能は床躯体構造に依存するが、床仕上げ材の弾性によって性能は大きく変化する。

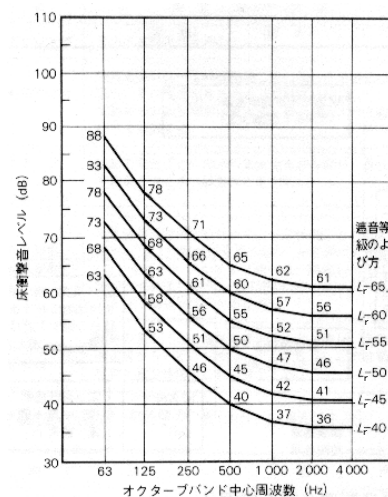
軽量床衝撃音遮断性能は、遮音等級Lrを用いて評価を行う。遮音等級Lrは、各周波数帯域別の床衝撃音レベルによる等級曲線とその呼び方が規格化されている(右図)。

評価においては、軽量床衝撃音遮断性能について現地調査による定性的な評価、もしくは測定による評価を行う。測定による場合は、JIS A 1418-2「建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法 第1部：標準軽量衝撃源による方法」によって行い、その結果をJIS A 1419-2「建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法 第2部：床衝撃音遮断性能」の附属書1の等級曲線にあてはめてLr値を求める。

なお、レベル3以下については、「建物の床衝撃音防止設計」(日本建築学会編 2009)等の予測式を用いて床躯体構造の基本性能を算出し、それと、JIS A 1440-2に基づいて測定された床仕上げ材の床衝撃音レベル低減量を用いて遮音等級Lrを求め評価してもよい。

なお、床材製品のカタログ等に表記されているΔL等級は部材性能であり、CASBEEの基準であるLr(空間性能)と異なる点に注意する。

■参考) 床衝撃音遮断性能の周波数特性と等級(JIS A 1419-2)



✕ フローリングについてはカタログ等により確認します。
または、仕様書等の特記により確認します。レベル3を超える場合は実測データなどの資料を添付ください。

■文献 2)

1.2.3 界床遮音性能(重量衝撃源)

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

＜建物全体・共用部分＞	
用 途	学
レベル1	人のとびはねや走り回る音はうるさい。(Lr-65 より悪い)
レベル2	(Lr-65)
レベル3	人のとびはねや走り回る音はよく聞こえる。(Lr-60)
レベル4	(Lr-55)
レベル5	人のとびはねや走り回る音は小さく聞こえる。(Lr-50 またはそれより良い)

＜住居・宿泊部分＞	
用 途	病 ・ ホ ・ 住
レベル1	人のとびはねや走り回る音がかなり気になる。(Lr-60 より悪い)
レベル2	(Lr-60)
レベル3	人のとびはねや走り回る音が聞こえる。(Lr-55)
レベル4	(Lr-50)
レベル5	人のとびはねや走り回る音が聞こえるが意識することはあまりない。(Lr-45 またはそれより良い)

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

□解 説

重量床衝撃音は、子供の飛び跳ねのように重くて柔らかい衝撃源によって床が加振された時、下階に発生する床衝撃音をいう。重量床衝撃音遮断性能は、基本的に床躯体構造に依存することから、床仕上げ材によって性能向上を得ることは難しい場合が多い。

評価においては、重量床衝撃音遮断性能について現地調査による定性的な評価、もしくは測定による評価を行う。測定による場合は、JIS A 1418-2「建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法 第2部：標準重量衝撃源による方法」によって行い、その結果をJIS A 1419-2「建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法 第2部：床衝撃音遮断性能」の附属書1の等級曲線にあてはめてLr値を求める。

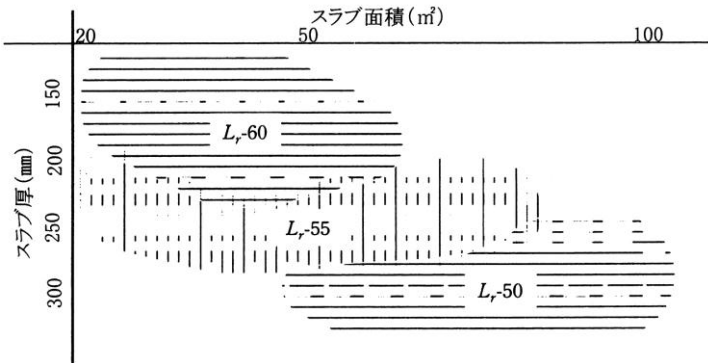
レベル3以下については、「建物の床衝撃音防止設計」(日本建築学会編 2009)等の予測式を用いて床躯体構造の基本性能を算出し、それと、JIS A 1440-2に基づいて測定された床仕上げ材の床衝撃音レベル低減量を用いて遮音等級Lrを求め評価してもよい。

重量床衝撃音遮断性能は、スラブの種類、曲げ剛性、質量、床仕上げ材、スラブの端部拘束条件、受音室の吸音性などにより異なる。参考までに、床スラブ厚とスラブ面積による重量衝撃音に対する遮音等級の目安(■参考1)と各種仕上げのLr値改善量(■参考2)を示す。なお、床材製品のカatalog等に表記されているΔL等級は部材性能であり、CASBEEの基準であるLr(空間性能)と異なる点に注意する。

※ レベル3を超える場合は実測データなどの資料を添付ください。

レベル4以上となる場合はスラブ厚・スラブ面積による予測値、または、根拠となる資料(Catalogなど)により確認します。

■参考1) スラブ厚、スラブ面積とスラブ素面時重量床衝撃音に対する遮音等級の目安



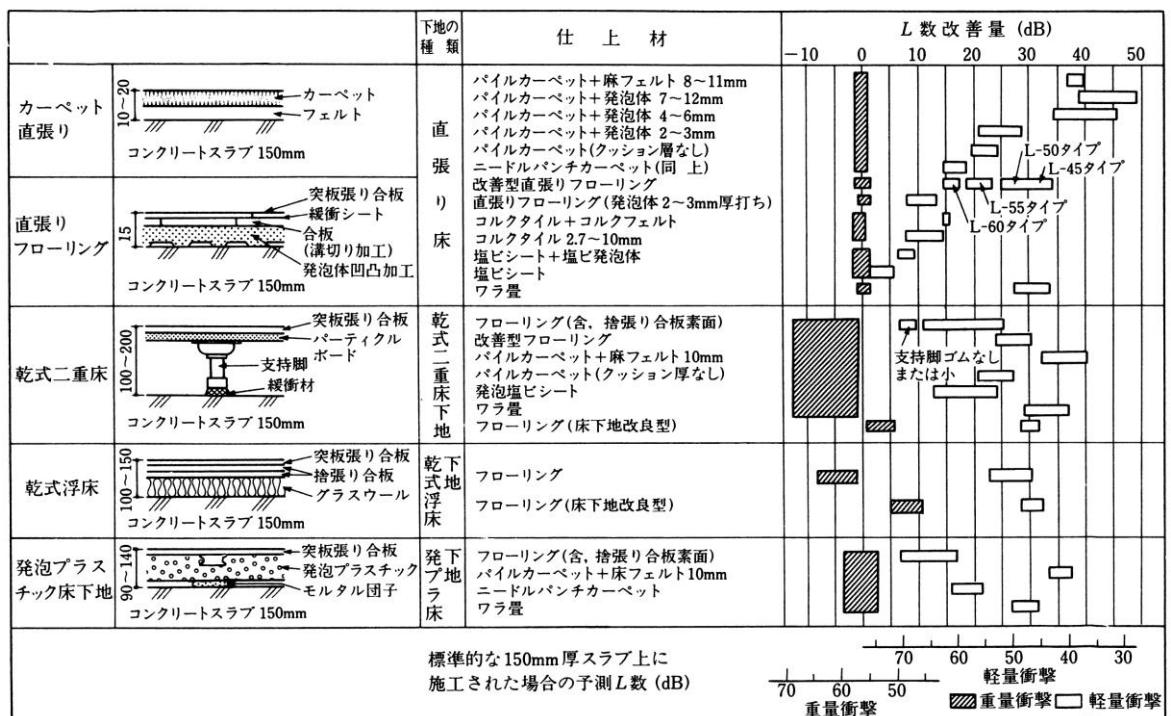
■参考1) スラブ厚、スラブ面積と重量衝撃音に対する遮音等級の目安

スラブ厚 (mm)	スラブ面積 (m²)									
	12	15	20	25	30	35	40	45	50	60
120	L-55	L-60	L-60	L-65	L-65	L-65	—	—	—	—
130	L-55	L-55	L-60	L-60	L-65	L-65	L-65	—	—	—
140	L-50	L-55	L-55	L-60	L-60	L-65	L-65	L-65	—	—
150	L-50	L-55	L-55	L-60	L-60	L-60	L-60	L-65	L-65	L-65
160	L-50	L-50	L-55	L-55	L-55	L-60	L-60	L-60	L-65	L-65
180	L-45	L-50	L-50	L-55	L-55	L-60	L-60	L-60	L-60	L-60
200	L-45	L-45	L-50	L-50	L-55	L-55	L-55	L-60	L-60	L-60
230	—	L-45	L-45	L-50	L-50	L-55	L-55	L-55	L-60	L-60
250	—	—	L-45	L-50	L-50	L-50	L-55	L-55	L-55	L-60

注) 普通コンクリートスラブ、4周大梁支持
スパン比1.0~1.5

■文献 4)

■参考2) 各種仕上材のL値改善量



■文献 2)

1.3 吸音

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

! 適用条件

病の共用部は外来待合と診療室の両方を評価する（評価基準は共通）。

会に分類される建物用途においては、公会堂、劇場、映画館等、騒音対策が特に必要と考えられる建物用途を評価対象とし、それ以外は評価対象外とする。

＜建物全体・共用部分＞＜住居・宿泊部分＞共通	
用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ
レベル1	吸音材を使用していない。
レベル2	（該当するレベルなし）
レベル3	壁、床、天井のうち一面に吸音材を使用している。
レベル4	壁、床、天井のうち二面に吸音材を使用している。
レベル5	壁、床、天井に吸音材を使用している。

□解 説

吸音では内装材による室内の吸音のしやすさを評価する。

室内の吸音率を高めることにより、残響が抑制されて会話の聞き取りやすさが向上する。加えて、室内に侵入／発生した騒音の減衰が生じ、喧噪感の低減につながる。室内の平均吸音率は仕上げ材などの吸音率から求められるが、ここでは簡易に、床、壁、天井に吸音材を使用しているかどうかで評価を行う。

吸音材使用の有無の判断基準は以下の通りとする。

- ・ 天井・床については、吸音材の使用面積が7割以上有すること。
- ・ 壁については、壁4面の吸音材の使用面積の合計が、壁4面のうち最も大きい壁の7割以上の面積を有すること。

吸音材は、JIS A6301で定められている吸音材、もしくはそれに準じた吸音性能を持つ建築材料とするが、床材はカーペットや畳等でも吸音材として認められる。

以下に吸音材を例示する。

■参考1) 吸音材の例

天井	壁	床
ロックウール系吸音天井材 グラスウール系吸音天井材 石膏ボード系吸音天井材 など	ロックウール系吸音壁材 グラスウール系吸音壁材 など	カーペット、畳 など

■測定ガイド：音環境

■各用途の測定項目及び測定機器

	事	学	物	飲	会	工	病	木	住
建物全体・共用部分									
・室内騒音レベル	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住居・宿泊部分									
・室内騒音レベル	—	—	—	—	—	—	○	○	○

測定機器

普通(精密)騒音計または積分型普通(精密)騒音計

周波数重み特性Aにて測定する。変動騒音の場合は積分型普通(精密)騒音計にて10分間の等価騒音レベルを測定する。

■測定計画

複数回測定する場合は平均値を評価に用いる。

＜建物全体・共用部分＞

- ・騒音レベル； 全用途：執務(営業)時間外に、設備機器が稼働している状態で測定する。

＜住居・宿泊部分＞

- ・騒音レベル； 全用途：執務(営業)時間外に、設備機器が稼働している状態で測定する。

測定点

＜建物全体・共用部分＞については、特性を考慮して代表的な居室を選び測定を行う。特性の異なる複数の居室やゾーンを測定した場合は、評価結果を床面積による重み平均し全体の評価とする。同一の居室やゾーンにおいて複数点での測定を行った場合は、それらの平均値を評価に用いる。

＜住居・宿泊部分＞について、複数の病室・客室・住戸を測定した場合は、評価結果を室数・戸数による重み平均し全体の評価とする。なお、住宅においては測定する部屋は開口部の面積が最も大きい部屋とする。また、測定に際してはテレビの音や会話がでない状態で測定を行うが、24時間換気を行っている場合は稼働中に測定する。

□解 説

測定によらない評価項目

測定によらない評価項目は、現地の状況、資料などをもとに、仕様を確認し評価をおこなう。

■文献 1), 2), 5)

2. 温熱環境

2.1 室温制御

2.1.1 室温

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

! 適用条件

病の共有部は外来待合と診療室の両方を評価する。外来待合と診療室で評価基準が異なるため注意のこと。

<建物全体・共用部分>		
用 途	事	工・病(待合)・ホ・住
レベル1	冷房期:20℃未満 又は 30℃以上の範囲にある。 中間期:19℃未満 又は 29℃以上の範囲にある。 暖房期:18℃以下 又は 28℃より高い範囲にある。	冷房期:22℃未満 又は 28℃以上の範囲にある。 中間期:21℃未満 又は 27℃以上の範囲にある。 暖房期:20℃以下 又は 26℃より高い範囲にある。
レベル2	冷房期:20℃以上、22℃未満 又は 28℃以上、30℃未満の範囲にある。 中間期:19℃以上、21℃未満 又は 27℃以上、29℃未満の範囲にある。 暖房期:18℃より高く、20℃以下 又は 26℃より高く、28℃以下の範囲にある。	
レベル3	冷房期:22℃以上、24℃未満 又は 26℃以上、28℃未満の範囲にある。 中間期:21℃以上、23℃未満 又は 25℃以上、27℃未満の範囲にある。 暖房期:20℃より高く、22℃以下 又は 24℃より高く、26℃以下の範囲にある。	冷房期:22℃以上、24℃未満 又は 26℃以上、28℃未満の範囲にある。 中間期:21℃以上、23℃未満 又は 25℃以上、27℃未満の範囲にある。 暖房期:20℃より高く、22℃以下 又は 24℃より高く、26℃以下の範囲にある。
レベル4		
レベル5	冷房期:24℃以上、26℃未満の範囲にある。 中間期:23℃以上、25℃未満の範囲にある。 暖房期:22℃より高く、24℃以下の範囲にある。	冷房期:24℃以上、26℃未満の範囲にある。 中間期:23℃以上、25℃未満の範囲にある。 暖房期:22℃より高く、24℃以下の範囲にある。

<建物全体・共用部分>		
用 途	病(診療)	学(大学等)
レベル1	冷房期:22℃未満 又は 28℃以上の範囲にある。 中間期:21℃未満 又は 27℃以上の範囲にある。 暖房期:21℃以下 又は 27℃より高い範囲にある。	冷房期:22℃未満 又は 29℃以上の範囲にある。 中間期:20℃未満 又は 28℃以上の範囲にある。 暖房期:18℃以下 又は 27℃より高い範囲にある。
レベル2		
レベル3	冷房期:22℃以上、24℃未満 又は 26℃以上、28℃未満の範囲にある。 中間期:21℃以上、23℃未満 又は 25℃以上、27℃未満の範囲にある。 暖房期:21℃より高く、23℃以下 又は 25℃より高く、27℃以下の範囲にある。	冷房期:22℃以上、24℃未満 又は 27℃以上、29℃未満の範囲にある。 中間期:20℃以上、23℃未満 又は 25℃以上、28℃未満の範囲にある。 暖房期:18℃より高く、20℃以下 又は 24℃より高く、26℃以下の範囲にある。
レベル4		
レベル5	冷房期:24℃以上、26℃未満の範囲にある。 中間期:23℃以上、25℃未満の範囲にある。 暖房期:23℃より高く、25℃以下の範囲にある。	冷房期:24℃以上、26℃未満の範囲にある。 中間期:23℃以上、25℃未満の範囲にある。 暖房期:22℃より高く、24℃以下の範囲にある。
用 途	学(小中高)	物・飲・会
レベル1	レベル3を満たさない。	冷房期:22℃未満 又は 28℃以上の範囲にある。 中間期:20℃未満 又は 27℃以上の範囲にある。 暖房期:18℃以下 又は 26℃より高い範囲にある。
レベル2	(該当するレベルなし)	
レベル3	10℃以上、30℃以下の範囲にある。	冷房期:22℃以上、24℃未満 又は 26℃以上、28℃未満の範囲にある。 中間期:20℃以上、23℃未満 又は 25℃以上、27℃未満の範囲にある。 暖房期:18℃より高く、20℃以下 又は 22℃より高く、26℃以下の範囲にある。
レベル4	(該当するレベルなし)	
レベル5	夏期:25℃以上、28℃以下の範囲にある。 冬期:18℃以上、20℃以下の範囲にある。	冷房期:24℃以上、26℃未満の範囲にある。 中間期:23℃以上、25℃未満の範囲にある。 暖房期:20℃より高く、22℃以下の範囲にある。

※どちらとも言い難い場合には、中間的な点数(レベル2もしくは4)とする。

<住居・宿泊部分>評価しない。

□解 説

CASBEE大阪みらい 既存では、室温の評価基準には季節による差を考慮している。また、**病**、**木**、**住**での「住居・宿泊部分」は個人差もあり、評価対象外としている。
評価は建築物衛生法に基づく測定データでもよいものとする。

レベル設定の考え方は、以下による。

レベル1:法規レベル、国土交通省仕様^{注1)}、文部科学省学校環境衛生基準(**学**(大学等))

レベル3:国土交通省仕様^{注1)}、一般的社会水準、都立学校衛生基準表または一般的推奨値(**学**(大学等))、文部科学省学校環境衛生基準(**学**(小中高))

レベル5:POEM-O至適域^{注2)}

注1)設計用屋内条件 夏期26℃～28℃、冬期19℃～22℃

注2)夏期24℃～26℃、冬期22℃～24℃(**物**、**飲**、**会**:冬期20℃～22℃)

✕ 設定温度のコメントを記載(機器表等に設定温度を記入)
実測データなどの資料を添付してください。

■文献 6), 7), 8), 10), 11), 12)